

## お知らせ

### 防災ラジオの試験放送をします

阪神・淡路大震災が発生した1月17日(土)10時に防災ラジオの試験放送をします。実際の災害と間違えないよう注意してください。

問 防災危機管理課  
TEL 027-898-5935



### 練馬区と合同防災訓練

本市と練馬区は、いずれかの地域で大規模な災害が発生し、ホームページの閲覧が困難なときに、相互のホームページで被害状況や避難所などの情報を発信する協定を結んでいます。練馬区のホームページが閲覧できない状況を想定し、本市ホームページに練馬区の仮想被災状況を掲載する訓練を実施します。

時 1月17日(土)～31日(土)  
問 広報ブランド戦略課  
TEL 027-898-6642

### 文化財を火災から守るために

1月26日(月)は文化財防火デー。貴重な文化財を火災から守るために立入検査を実施します。また、25日(日)10時から蚕糸記念館で消防隊・消防団隊が火災防御演習をし



### 窓口業務時間

本庁・支所・市民サービスセンター 9時～17時  
前橋プラザ元気21証明サービスコーナー 10時30分～19時

ます。

問 予防課  
TEL 027-220-4507

火災防御演習については



中央消防署  
TEL 027-220-4521

### 第三者の交付請求を本人に通知

登録型本人通知制度は、代理人や第三者の請求で住民票や戸籍謄抄本などが交付されたときに、本人に通知する制度。本市に住民登録をしているか本籍のある人が対象で、事前に登録が必要です。

申込書と官公署発行の顔写真付き本人確認書類(郵送の場合は写し)を市役所市民課(TEL 027-898-6114)へ直接

か郵送で



### 証明サービスコーナー臨時休業

2月14日(土)・15日(日)は機器メンテナンスなどのため、前橋プラザ元気21内証明サービスコーナーを臨時休業します。

### 証明サービスコーナー

TEL 027-210-2279

### 図書館分館が特別整理で休館

1月19日(月)から22日(木)まで、特別整理で市立図書館各分館が休館。市立図書館本館と前橋こども図書館は通常通り開館します。

問 図書館  
TEL 027-224-4311

### 前橋文学館が臨時休館

前橋文学館は館内メンテナンスのため、1月26日(月)から3月11日(木)まで臨時休館します。部屋利用を含め、利用申請などもできません。

問 同館  
TEL 027-235-8011



### 本市公式LINEをリニューアル

トーク画面下部(キーボードエリア)にあるメニュー・パネルが増えたほか、リッチメニュー受信設定から配信を希望するジャンルを選択することで、欲しい情報を受信できるようになりました。また、子どもの生年月日情報を登録することで、月齢に合わせた情報をタイムリーに受信できます。

二次元コードから友だち登録をお願いします。

問 広報ブランド戦略課  
TEL 027-898-6642



元気21の「子育てひろば」が、LINEで予約できるようになりました

### 国保医療費の減免制度

失業や災害などの理由で収入が一時的に減少し、医療費の支払いが困難な場合には、申請により一部負担金の減免を受けられる場合があります。申請から決定まで一定期間かかります。すでに支払った一部負担金は対象となりません。詳しくは問い合わせてください。

問 国民健康保険課  
TEL 027-898-6249 (24時間自動応答)



### 農業災害発生時は連絡を

大雪などの気象災害で農作物や農業用施設などが被害を受けた場合は、被害状況が分かる写真を撮影し、3日以内に連絡してください。支援の対象となる場合があります。

問 農政課  
TEL 027-898-6704



### 畜産飼養者は毎年1回報告を

2月1日(日)現在、家畜(愛玩用を含む)を飼養している人は、家畜伝染病予防法に基づき、飼養頭数などを届け出してください。また、重大な家畜伝染病を疑う症状を発見した時の通報と家畜を病気から守るための消毒などの取り組みも義務付けられています。

問 牛、鹿、馬、羊、ヤギ、豚(ミニブタ、マイクロブタ含む)、イノシシ、鶏、アヒル、ウズラ、キジ、ダチョウ、エミュー、ホロホロ鳥、七面鳥  
問 県中部農業事務所家畜保健衛生課  
TEL 027-288-0371



### ミツバチ飼育者は届け出を

ミツバチを飼育する人は、毎年1回、県中部家畜保健衛生所(上細井町)に飼育状況などを届け出してください。電子申請も可能です。届け出ていない人や飼育予定の人は連絡を。また、飼育の際は適切に衛生管理をし、異常があった場合も連絡してください。

問 同所  
TEL 027-288-0371

### 若者向け消費生活特別相談

消費生活センターでは、「お試しのつもりで化粧品を注文したら毎月届く定期購入だった」「簡単にうかるというSNS広告から副業サイトに登録したが、説明と違つてもうからない」など、消費生活に関するトラブルの相談を電話や来所で受けています。今回は、関東甲信越ブロック悪質商法被害防止キャンペーンの一環で、若者向け特別相談を実施。困ったときは、一人で悩まずに相談してください。

時 1月13日(火)・14日(水)、9時～16時30分  
対 市内在住のおおむね30歳未満の人  
問 センター  
TEL 027-898-1755

## 消費者の豆知識

### 娘が内緒で買ったサプリ

質問=中学生の娘宛てに2万円のダイエットサプリが届きました。娘は「1カ月前にネット広告を見て、500円のサプリを1個買った」と言っていますが、定期購入のようです。

回答=スマホの普及により、誰でも簡単にネットで買い物が出来るようになりました。ネット通販は規約に基づいた取引であり、定期購入などの条件があれば、注文確定前の最終確認画面に記載があります。注文前に規約や最終確認画面をよく読みましょう。

今回のように、未成年者が親の同意を得ずに契約した場合は、取り消すことができます。ただし、未成年者が成人と偽って契約をした場合など、取り消しが認められないケースもあるので、注意が必要です。

問 消費生活センター  
TEL 027-898-1755